

## 平成29年3月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年3月23日（木）  
開会：午前10時00分 閉会：午前11時45分
- 2 開催場所 第4委員会室
- 3 会議次第
  - 2月定例会議事録承認
  - 教育長報告
    - 専決報告第1号 大津市教育委員会の所属職員の降任について
  - 議案第23号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第24号 大津市生涯学習推進計画を定めることについて
  - 議案第25号 大津市歴史博物館の基本的運営方針を定めることについて
  - 議案第26号 大津少年センター少年補導委員の委嘱について
  - 議案第27号 大津市堅田少年センター少年補導委員の委嘱について
- 4 出席委員  
桶谷教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員  
井上教育次長、船見政策監、今井教育監、南堀教育総務課長、飯田児童生徒支援課長、小林学校教育課長、中岡学校給食課長、菊池中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、杉江文化財保護課長、樋爪歴史博物館長、和田歴史博物館副館長、片山少年センター所長
- 6 会議に出席した事務局職員  
伏見教育総務課主幹、上杉教育総務課指導主事、伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
  - (1) 一般傍聴者 0人
  - (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が3月定例会の開会を宣言

市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第26号及び議案第27号について、非公開とすることを可決

2月定例会議事録承認 承認

**議案第23号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について**

**【説明】**

○飯田児童生徒支援課長 議案第23号大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について、委員会の議決を求めるものである。

現在、委員の定数については、大津市附属機関設置条例の別表において定められているため、規則第3条第1項第2号の市職員1人である大津市民病院の精神科医について平成29年4月1日から独立行政法人化されるため、第3条第1項を削除し、第3条を委員の任期と改めるものである。今後は、独立行政法人大津市民病院の精神科医に学識経験を有する者という形で委嘱する予定である。

なお、施行日は、平成29年4月1日である。

**【質疑】**

○八田委員 もともと市職員が1名必要だった理由は何か。

○飯田児童生徒支援課長 いじめ対策に関する必要な専門職という中で精神科医の先生が必要であることが想定をされ、その精神科医の先生が大津市民病院におられたため、市職員としたものである。

**【採決】 可決**

**議案第24号 大津市生涯学習推進計画を定めることについて**

**【説明】**

○押栗生涯学習課長 議案第24号大津市生涯学習推進計画を定めることについて、委員会の議決を求めるものである。この計画は、平成29年度から32年度までを第3次計画期間とする大津市生涯学習推進計画を定めるものである。

この計画は、平成29年2月14日に大津市社会教育委員会議から提示されたものを委員会内で協議したものである。また、この提言については、社会教育委員会議を今年度5回開催し審議し、また、市民意向を発掘するためのアンケート調査、教育委員会委員との意見交換、市議会の教育厚生常任委員会への説明、パブリックコメントなどを経て策定、提言いただいたものである。

最初に、計画策定の趣旨、生涯学習を取り巻く動向、現状と課題、その中でアンケート調査や、特に配慮をすべき社会の方向性なども記述し、そして、大津市における生涯学習の目標、大切にしている視点、基本方針等を記述し、その方針に基づく施策体系、最後に計画の推進と手法を記載している。

今回の計画の特徴としては、大きく4点ある。

1点目は、現在の計画で学習の成果を生かすことの実現的課題として「おおつ学」に取り組んでいるが、今回の計画ではこれまでの自己実現のための生涯学習の推進に合わせ、学習の成果をまちづくりに生かし、まちづくりに取り組むことの両論を併記した生涯学習の取組として捉えて、そうした人材が暮らす社会を実現することを目標として定めている。

2つ目は、特に配慮すべき社会の方向性として、地方創生、持続可能性、協働といった社会

の方向性を踏まえて施策を推進することを明確にしている。

3つ目は、大切にしている視点として、次代への継承、人間性の尊重、市民性の確立の3つを計画の根底に流れる理念的なものとして重視して各種々の施策を展開することを明記した。

4点目は、施策体系について、これまでの計画では関連する全ての事業を網羅的に計上していたが、施策の重点化を図り、重点事業の進捗を図ることとして計画の実効性の向上を目指すこととした。

計画の内容について、計画策定の趣旨は、これまでの大津市の取組、人口減少、少子高齢社会の到来、コミュニティーの希薄化などの社会の潮流を踏まえ、生涯学習を通じて自己実現を図るとともに、学習の成果をまちづくりに生かすことができる環境づくり、また多様な主体が協働して地域課題に取り組むことの必要性和、その推進のために計画を策定するものである。

この計画は、教育振興基本計画に生涯学習分野における個別計画は、重点戦略としての役割を果たす位置づけがされており、生涯学習分野で重点という位置づけをしている。計画の期間は平成29年度から平成32年度までの4年間とした。

大津市における生涯学習の目標については、大津を愛し、いきいきと学び活動する大津人が育つ社会の実現としており、ここでの大津人には2つの意味を込めている。一つは、生涯学習を通じていきいきと学び、自己実現を図るとともに、大津に愛着と誇りを持つ人。もう一つは地域課題について理解を深め、周りの人とつながりながら学習の成果を生かしてまちづくりなどに取り組む人。大津人が育つ社会を実現することで、人が集い、活気に満ち、元気で笑顔あふれる、住み続けたい大津の再生を目指している。

生涯学習の目標を達成するためには欠かすことのできない大切にしている視点として、(1)次世代への継承～未来を担う子どもたちのため～、(2)人間性の尊重～互いを認め、支え合うために～、(3)市民性の確立～地域の担い手育成のため～の3点記載した。

生涯学習の目標を達成するために3つの基本方針を定め、生涯学習の振興を図ること記載した。(1)学ぶ～生涯にわたって学び、地域への誇りや愛着を育む～、(2)つながる～一人からみんなへ、活動の輪を広げる～、(3)創る～学びの成果を生かし、まちづくりに参画する～である。

施策体系については、基本方針のもとに施策の柱を位置づけ、計画の実効性を高めるためにそれぞれの方針ごとに重点施策、主な事業等を位置づけている。

「学ぶ」の施策の柱は、学習機会の充実や情報の提供。その方針として、①市民性を高める学習機会の提供、②ライフステージに応じた学習機会の提供、③多様な手段による学習情報の発信を掲げている。

「つながる」の施策の柱は、つながりづくりの支援。その方針として、①地域の自主的な活動のための体制整備、②地域と学校など多様な主体の連携・協働の推進、③ネットワーク型行政の推進を掲げている。

「創る」の施策の柱は、学習成果の活用への支援。その方針として、①学習成果の活用の場づくり、②学びの活動の循環づくりを掲げている。

成果指標については、アンケートの項目もあり、毎年が難しい項目もあるが、行政評価の指標などを活用しながら毎年の進捗を図り、計画満了のときには、アンケート等々で成果をはかっていきたいと考えている。

## 【質 疑】

○前田委員 成果指標について、平成32年度目標が具体的に示されていないのはどうしてか。

○押栗生涯学習課長 目標については、増加、減少だけを記載している。これはあくまでも市民意識調査の結果、市民の意識のところであり、推進はするがどれだけ上がるかというのはなかなか図れないため、他都市の計画を参考に方向性だけを示させていただいた。

○日渡委員 この生涯学習推進計画を是非学校の教職員に理解させていただきたい。私たちは、0歳から自分の寿命が終わるまでこんな自己実現を目指している。この中の6歳から15歳までの間に学校教育という位置づけがあり、そこを学校に担ってもらっているということを学校に持ってもらいたい。是非学校にこの推進計画を配って説明させていただきたい。

【採 決】 可決

## 議案第 2 5 号 大津市歴史博物館の基本的運営方針を定めることについて

### 【説 明】

○樋爪歴史博物館長 議案第 2 5 号大津市歴史博物館の基本的運営方針を定めることについて、委員会の議決を求めるものである。

歴史博物館が平成 2 年 1 0 月に開館し 2 7 年を迎え、その間社会的な状況等が変化しており、改めて今博物館の存在意義が問われている。また、平成 2 3 年に文科省より博物館の設置及び運営上の望ましい基準が告示され、博物館の設置目的を踏まえた基本的運営方針と、年度ごとの事業計画の策定に努めることが策定された。そういう中で、大津市歴史博物館協議会に原案を諮問し、2 年間かけて討議を行った結果を答申いただいた。それを歴史博物館の基本的運営方針として議決を求めるものである。

1、大津市歴史博物館が目指すものについては、「豊かな歴史と文化をともに学び、ともに未来へ引き継ぐ」とし、「歴史博物館は、大津市の豊かな歴史と文化の素晴らしさを、そこに暮らす人々とともに学ぶことによって、郷土への愛着と誇りを育むとともに、多様でかつ地域性豊かな郷土の魅力を発信し、その担い手を育て、さらに未来へと引き継いでいきます。そして、人と人、人とモノとの出会いによって生みだされる学びの楽しさを、子どもたちを初めとする、幅広い世代の人々とともに分かち合える場となるような博物館を目指します。それとともに、誰もが暮らしてよかった、訪れてよかったと思えるような大津市のまちづくりにも寄与することを歴史博物館の使命とします。」と記載した。

2、大津市の歴史と文化の魅力とはという項目では、(1)琵琶湖と緑の山々の豊かな自然の恵みによって生まれた歴史と文化、(2)個性あふれる地域によって生み出された多様な歴史と文化、(3)数多くの国宝・重要文化財が残される一方、未指定の埋もれた文化財が人知れず眠る、未知の可能性を秘めた歴史と文化、(4)日本の各地域へ、さらに世界へと広がる歴史と文化と記載した。

基本的運営方針 1 については、主に資料調査の基本であり、基本的運営方針 2 はその調査で得られたものの情報発信、基本的運営方針 3 は、他部局や市民ボランティア、各種団体などとの連携を記載している。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

## 議案第 2 6 号 大津少年センター少年補導委員の委嘱について

### 【説 明】

○片山少年センター所長 議案第 2 6 号大津少年センター少年補導員の委嘱について、委員会の議決を求めるものである。

少年補導員については、大津市生涯学習センター条例第 7 条に規定されており、大津少年センター管内 2 5 学区それぞれの自治連合会員並びに青少年育成学区民会議の会長から推薦をいただいた 1 7 9 名の方々を本年 4 月から 2 年任期で新たに委嘱するものである。

なお、任期については平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までである。

### 【質 疑】

○壽委員 自治連合会と学区民会議が条例第 7 条第 2 項の少年問題に関係のある機関若しくは団体であるのか。

○片山少年センター所長 そうである。

**【採 決】** 可決

#### **議案第 27 号 大津市堅田少年センター少年補導委員の委嘱について**

**【説 明】**

○片山少年センター所長 議案第 27 号大津市堅田少年センター少年補導員の委嘱について、委員会の議決を求めるものである。

大津市堅田少年センター少年補導員の委嘱については、今年度平成 28 年度 4 月に 2 年任期中で委嘱しているが、小松学区の 1 名が昨年 9 月 29 日付で解職しており、後任者について選定中であったが、このたび後任について小松学区の自治連合会長並びに青少年育成学区民会員会長より推薦をいただき、新たに委嘱するものである。なお、任期については、平成 29 年 4 月 1 日から残任期間の平成 30 年 3 月 31 日までとなっている。

**【質 疑】** なし

**【採 決】** 可決

#### **教育長報告**

##### **専決報告第 1 号 大津市教育委員会の所属職員の降任について**

**【説 明】**

○桶谷教育長 大津市教育委員会の所属職員から現職位からの降任を希望する旨の申出があり、大津市職員の希望降任に関する規則に基づき、大津市職員希望降任審査委員会の審査結果を踏まえ、本人の希望降任の申出を承認したので、教育委員会に報告するものである。

**閉会** 教育長が 3 月定例会の閉会を宣言